

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月二十九日

広島市西区打越町一番八〇一〇三号

株式会社ビジネスブレイン

代表清算人 松浦 和夫

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月二十九日

徳島県那賀郡那賀町朴野字下原一七番地一

株式会社T T U

代表清算人 植本 健介

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月二十九日

愛媛県松山市谷町甲一五六番地一

株式会社シラカタ

清算人 白方 久雄

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月二十九日

福岡県筑紫野市天拝坂五丁目一番地三

合同会社なみき

清算人 阿部 慶次

解散公告

当法人は、令和八年八月二十五日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月二十九日

福岡市博多区堅粕一丁目二八番四八号

特定非営利活動法人の土台づくり

清算人 江崎 尚子

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月二十九日

大分県別府市石垣西九丁目四番一五号

有限会社エルム

清算人 小野喜三郎

解散公告

当法人は、令和八年七月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月二十九日

沖縄県浦添市内間五丁目四一―二二―〇二

号バイオスチエリ

一般社団法人沖縄教育研究機構

代表清算人 中村 元紀

解散公告

当社は、令和八年八月五日開催の総社員の同意により解散したので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月二十九日

沖縄県宮古島市伊良部字長浜一五八五番地

合同会社新共和バス

清算人 新里 洋子

解散公告(第一回)

当法人は、令和八年四月二十日開催の社員総会の決議並びに北海道知事の認可により、令和八年九月十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月二十九日

北海道恵庭市栄恵町一二六番地アルファメ

ディカルビル2F

医療法人社団高橋耳鼻咽喉科

清算人 高橋 国広

解散公告(第二回)

当法人は、令和八年八月五日岐阜地方裁判所大垣支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月二十九日

岐阜県養老郡養老町鷺巣一六三九番地の一

宗教法人金龍山観音寺

清算人 弁護士 島田 貴士

連絡先 岐阜県大垣市丸の内二二四サン

ビリアンビル三階南 島田法律事務所

解散公告(第一回)

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月二十九日

沖縄県那覇市首里汀良町一丁目八番地二

医療法人愛聖会

清算人 伊波 一郎

解散公告(第二回)

当市街地再開発組合は、令和八年九月九日の東京都知事の認可により解散したので、当市街地再開発組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年九月二十八日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月二十九日

東京都新宿区西新宿五丁目八番一三〇五号

西新宿五丁目中央南地区市街地再開発組合

代表清算人 今井 信行

解散公告(第二回)

当法人は、令和八年九月九日定款所定の解散事由の発生により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年九月二十八日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月二十九日

川崎市幸区下平間一三〇番地

医療法人社団石永医院

清算人 石永 隆成

解散公告(第二回)

当組合は、令和八年九月二日福井県知事の認可を受けて解散しましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載第一回掲載(令和八年九月二十八日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月二十九日

福井県大飯郡おおい町名田庄口坂本第二八

号一番地口坂本公会堂

口坂本生産森林組合

清算人 細川 正博

解散公告(第二回)

当法人は、令和八年三月十七日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年九月十一日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月二十九日

山口県山陽小野田市大字郡字土井ノ内三二

一番地一

医療法人かわむら内科

清算人 松本 智子

解散公告(第三回)

当法人は、令和七年六月三十日開催の社員総会の決議並びに北海道知事の認可により、令和八年九月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年九月二十五日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月二十九日

北海道白糠郡白糠町西一条南二丁目二番地六

医療法人社団白糠整形外科医院

清算人 小野 幸

解散公告(第三回)

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年九月二十五日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月二十九日

千葉県四街道市大日三二二番地一八

医療法人社団修明会

清算人 松田 芳則